

医療法に基づく病院及び診療所の人員及び施設等の基準を定める条例新旧対照表

新	旧
<p>(病院の人員の基準)</p> <p>第五条 法第二十一条第一項に規定する人員の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>四 栄養士又は管理栄養士 病床数が百以上の病院にあつては、一</p> <p>五 六略</p> <p>2・3略</p>	<p>(病院の人員の基準)</p> <p>第五条 法第二十一条第一項に規定する人員の基準は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>一 三略</p> <p>四 栄養士 病床数が百以上の病院にあつては、一</p> <p>五 六略</p> <p>2・3略</p>